

# 令和5年度版 荒川区の介護保険事業

(令和4年度実績)

荒川区福祉部

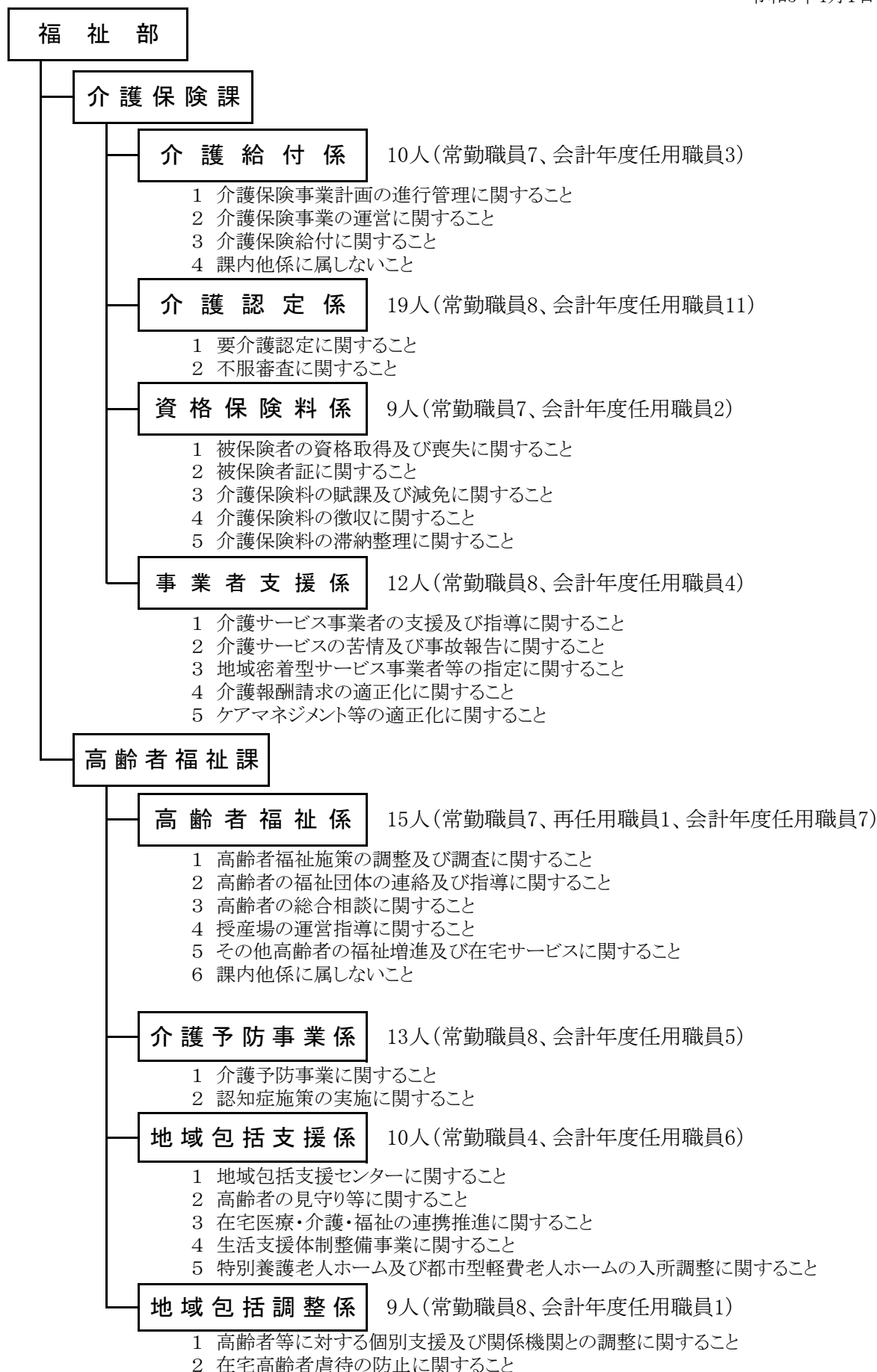
## 目 次

1	組織及び分掌事務	1 頁
2	荒川区介護保険運営協議会	2～3 頁
3	荒川区介護認定審査会	4 頁
4	被保険者	5～6 頁
5	要支援・要介護認定等	7～8 頁
6	保険給付	9～12 頁
7	介護保険に関連する区の独自サービス	13～14 頁
8	地域支援事業	15～19 頁
9	保険料	20～24 頁
10	介護サービスの基盤（事業者の状況）	25～28 頁
11	相談・苦情	28 頁
12	令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算	29～31 頁
13	介護保険制度のあゆみ	32～36 頁

# 1 組織及び分掌事務

※福祉部のうち介護保険事業にかかわる組織のみ記載

令和5年4月1日現在



## 2 荒川区介護保険運営協議会

### (1) 設置目的及び所掌事項

区における介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的として設置した協議会であり、以下の事項について、区長に対して意見、助言を述べます。なお、(ウ)に関する事項を処理するため、協議会に地域包括支援センター運営協議部会を設けています。

- (ア) 荒川区介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (イ) 荒川区介護保険事業計画の改定に関すること。
- (ウ) 地域包括支援センターに関すること。
- (エ) 地域密着型サービスに関すること。
- (オ) その他介護保険事業の運営に関すること。

### (2) 委員構成と任期

運営協議会は、学識経験者や地域医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、費用負担関係者等のうち、区長が委嘱または任命する20人以内の委員をもって構成されます。

現在の運営協議会委員の構成内訳は、下表のとおりです。委員の任期は、任命または委嘱の日から令和6年3月31日までです。任期の途中で委員の交替があった場合、当該委員の任期は、前任者の残任期間となります。

〈運営協議会委員の構成内訳〉

区分	学識 経験者	地域医療 関係者	福祉 関係者	被保険者 代表	費用負担 関係者	区議会 議員	区職員	計
人数	2人	4人	3人	5人	1人	2人	1人	18人

### (3) 運営協議会の開催状況

令和4年度は、運営協議会を2回、運営協議部会を2回開催しました(新型コロナウイルス感染症の影響により、第1回及び第2回共に書面による開催)。主な議題は次のとおりです。

#### ○ 第1回運営協議会

- ・ 開催日時 令和4年8月25日(木) ※中止。書面による開催
- ・ 主な議題  運営協議会
  - ① 令和3年度介護保険事業の実績について
  - ② 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について
  - ③ 認知症総合支援事業の実施状況について
  - ④ 第9期荒川区高齢者プラン(介護保険事業計画)策定に向けた実態調査について 地域包括支援センター運営協議部会
  - ① 令和3年度の地域包括支援センターの運営状況等について
  - ② 令和4年度の地域包括支援センター事業計画について

#### ○ 第2回運営協議会

- ・ 開催日時 令和5年3月29日(水) ※中止。書面による開催
- ・ 主な議題  運営協議会
  - ① 令和5年度荒川区介護保険事業特別会計予算について
  - ② 「見える化」システムを活用した近隣他区等との比較について
  - ③ 第9期荒川区高齢者プラン策定のためのアンケート調査について
  - ④ 第9期荒川区高齢者プランの策定について

〈第8期 荒川区介護保険運営協議会委員名簿〉

(敬称略)

選出区分	氏名	役職等
学識経験者	◎ 太田 貞 司	長野大学社会福祉学部、大学院総合福祉学研究科 教授 神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
	○ 勝野 とわ子	令和健康科学大学看護学部看護学科老年看護学 教授
地域医療関係者	土 屋 謙	荒川区医師会
	松 永 泰 典	荒川区歯科医師会会長
	藤 代 祐 治	荒川区薬剤師会会長
	熊 倉 英 夫	東京都柔道整復師会荒川支部支部長
福祉関係者	杉 山 律 子	荒川区民生委員・児童委員協議会会長
	片 岡 孝	荒川区社会福祉協議会事務局長
	青 木 慎 一 郎	荒川区介護サービス事業者連絡協議会副会長
被保険者代表	今 井 完	荒川区西部町会連合会会長
	貴 船 孝 幸	荒川区高年者クラブ連合会理事長
	太 田 文 子	荒川区女性団体の会会長
	江 口 三 岐 子	銀の杖(荒川区認知症の人を支える家族の会)代表
	椎 葉 誠	連合東京東部ブロック地域協議会荒川地区協議会事務局長
費用負担関係者	増 野 繁	東京商工会議所荒川支部副会長
区議会議員	松 田 智 子	荒川区議会福祉・区民生活委員会委員長
	夏 目 亜 季	荒川区議会福祉・区民生活委員会副委員長
区職員	佐 藤 安 夫	荒川区副区長

令和5年7月末現在(◎印は会長、○印は副会長)

### 3 荒川区介護認定審査会

#### (1) 設置目的及び業務

介護認定審査会は、要支援や要介護の認定を行うための審査、判定を行う組織として、介護保険法に基づき、条例により設置されています。

審査会は、被保険者からの要支援・要介護認定申請について、訪問調査の結果、主治医の意見書を基に、介護の必要性の程度に応じて、「非該当」・「要支援1・2」・「要介護1～5」のいずれかの判定を行います。区は、この判定を基に要介護等の認定を行います。

#### (2) 委員構成

介護認定審査会は、区長が委嘱する60人以内の委員をもって構成されています。

〈委員の区分〉

- ① 医療(医師、歯科医師)
- ② 保健(看護師、薬剤師等)
- ③ 福祉(福祉施設長、福祉施設の専門職員等)

#### (3) 委員の任期

介護認定審査会委員の任期は、2年間です。任期の途中で委員の交替があった場合、新任委員の任期は、前任者の残任期間となります。

#### (4) 判定部会

原則として5人の介護認定審査会委員で構成する12の判定部会を設置して、審査を行います。

#### (5) 判定部会の開催状況

各判定部会は、原則として2週間に1回、曜日を決めて開催されます。令和4年度は、合計で263回開催され、10,048件の審査を行いました。

#### (6) その他

審査の精度向上、審査結果の平準化推進等を目的として、審査会委員連絡会等を開催しています。また、審査会委員には、東京都が実施する研修への参加の機会を提供しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、参加型の研修は行わず、文書による情報提供を行いました。

## 4 被保険者

区内に住所を有する40歳以上の人が介護保険の被保険者(加入者)となります。被保険者は、年齢により、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満で医療保険加入者である第2号被保険者に分けられます。

### (1) 第1号被保険者

#### ① 被保険者の状況

区分	総人口 (次年度4月1日現在)	第1号被保険者数 (年度末)	加入割合	第1号被保険者数 対前年増加率
令和2年度	216,335人	50,628人	23.40%	-0.04%
令和3年度	215,361人	50,301人	23.36%	-0.65%
令和4年度	217,233人	49,968人	23.00%	-0.66%

※外国人を含む

#### ② 被保険者数の内訳

区分	65歳以上75歳未満	75歳以上	計	住所地特例 (再掲)
令和2年度	24,262人	26,366人	50,628人	672人
令和3年度	23,666人	26,635人	50,301人	688人
令和4年度	22,379人	27,589人	49,968人	708人

※各年度末現在

※外国人を含む

#### ③ 被保険者のいる世帯

区分	荒川区の世帯数	被保険者のいる世帯数			割合
		年度末	対前年	増加率	
令和2年度	117,112	38,532	-12	-0.03%	32.90%
令和3年度	117,396	38,377	-155	-0.40%	32.69%
令和4年度	119,748	38,135	-242	-0.63%	31.85%

※各年度末現在

#### ④ 資格の取得・喪失状況

資格取得		資格喪失	
転入	538人	転出	622人
職権復活	0人	職権喪失	0人
65歳到達	1,971人	死亡	2,207人
適用除外非該当	0人	適用除外該当	0人
その他	11人	その他	27人
計	2,520人	計	2,856人

**(2) 第2号被保険者**

第2号被保険者は、40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人が対象となります。  
40歳以上65歳未満の人口は、戸籍住民課の「年齢別人口一覧表」によると、75,609人(令和5年4月1日現在)となっています。  
なお、介護サービスが受けられる第2号被保険者は、加齢が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要であると認定された人に限られます。

**(3) 住所地特例被保険者**

荒川区に住所を有している被保険者が、他区市町村の介護保険施設等に入所することがあります。このような時は、施設所在地に住所を変更しても、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地(荒川区)の被保険者となります。

**(4) 他住所地特例被保険者**

上記の住所地特例被保険者の逆の場合です。他区市町村の被保険者が、荒川区の介護保険施設等に入所した時に、当区へ住所を変更しても、元の住所地(他区市町村)の被保険者となります。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
住所地特例	672人	688人	708人
他住所地特例者	104人	96人	110人

※各年度末現在

**(5) 適用除外施設入所者**

障害者支援施設等の適用除外施設に入所・入院している場合は、当該施設からサービスの提供があることから、介護保険の被保険者となりません。

区分	令和4年度
適用除外施設入所者	14人

※令和4年度末現在



## 5 要支援・要介護認定等

要支援・要介護認定の申請は、区役所介護保険課のほか、区内の各地域包括支援センターでも受け付けています。

申請には、現在、要介護等認定を受けていない人が行う「新規申請」、既に認定を受けている人が心身状況等の変化を理由に要介護度等の変更を目的として行う「区分変更申請」、既に認定を受けている人が有効期間満了後も継続して認定を受けるために行う「更新申請」の3種類があります。

### (1) 認定申請の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規申請	3,103件	3,090件	3,319件
変更申請	905件	831件	947件
更新申請	5,503件	7,809件	6,563件
計	9,511件	11,730件	10,829件

※更新申請件数は、認定期間の延長等の制度改正のため、各年度間で変動がある

### (2) 認定事務の状況

区分	訪問調査 ※	主治医意見書	審査
件数	10,285件	10,113件	10,048件

※令和4年度の委託調査件数と区職員調査件数の合計

### (3) 要支援・要介護認定の状況

#### ① 要支援・要介護認定者数

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	1,323人	1,182人	2,099人	1,543人	1,144人	1,313人	874人	9,478人
65～74歳	184人	175人	210人	186人	130人	137人	102人	1,124人
75歳以上	1,139人	1,007人	1,889人	1,357人	1,014人	1,176人	772人	8,354人
第2号被保険者	21人	46人	16人	35人	37人	21人	31人	207人
計	1,344人	1,228人	2,115人	1,578人	1,181人	1,334人	905人	9,685人

※令和4年度末現在

#### ② 新規申請者における認定結果の内訳

区分	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
件数	77件	632件	481件	780件	424件	254件	323件	172件	3,143件

※令和4年度末現在、認定日ベースのため上記(1)認定申請の状況の値とは異なる

③ 要支援・要介護認定者数推移と出現率

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	第1号被 保険者数	出現率
平成25年度	1,030人	997人	1,611人	1,501人	1,056人	1,028人	857人	8,080人	47,672人	16.9%
平成26年度	1,069人	1,126人	1,657人	1,553人	1,129人	1,049人	873人	8,456人	48,917人	17.3%
平成27年度	1,210人	1,093人	1,816人	1,555人	1,099人	1,106人	800人	8,679人	49,882人	17.4%
平成28年度	1,320人	1,178人	1,881人	1,541人	1,099人	1,142人	830人	8,991人	50,319人	17.9%
平成29年度	1,315人	1,217人	1,992人	1,520人	1,181人	1,134人	831人	9,190人	50,597人	18.2%
平成30年度	1,367人	1,216人	2,085人	1,512人	1,113人	1,167人	784人	9,244人	50,627人	18.3%
令和元年度	1,350人	1,243人	2,052人	1,523人	1,099人	1,246人	776人	9,289人	50,649人	18.3%
令和2年度	1,327人	1,169人	2,090人	1,512人	1,171人	1,355人	840人	9,464人	50,628人	18.7%
令和3年度	1,355人	1,165人	2,135人	1,464人	1,187人	1,369人	783人	9,458人	50,301人	18.8%
令和4年度	1,323人	1,182人	2,099人	1,543人	1,144人	1,313人	874人	9,478人	49,968人	19.0%

※各年度末現在(第1号被保険者のみ)

④ 要支援・要介護認定区分別の構成比

区分	荒川区	東京都	全国
要支援1	13.9%	15.2%	14.2%
要支援2	12.7%	12.7%	13.8%
要介護1	21.8%	20.9%	20.8%
要介護2	16.3%	16.3%	16.7%
要介護3	12.2%	12.9%	13.2%
要介護4	13.8%	13.0%	12.8%
要介護5	9.3%	9.0%	8.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%

※令和4年度末現在

※端数処理の関係で、各区分の構成比の計は100%にならないことがある

※第2号被保険者含む

(4) 総合事業対象者数(チェックリスト実施者)

区分	事業対象者
令和4年度	250人

※令和4年度末現在

## 6 保険給付

介護保険の保険給付は、要介護認定を受けた被保険者に対して行われる「介護給付」と、要支援認定を受けた被保険者に対して行われる「予防給付」があります。

「介護給付」は、介護保険法が定めているすべてのサービスを対象とします。「予防給付」は、在宅サービスを原則とし、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの施設サービスは含みません。

### (1) 在宅サービスの利用状況

#### ① 在宅サービス利用者数

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和2年度	334人	578人	1,648人	1,324人	808人	826人	501人	6,019人
令和3年度	348人	513人	1,719人	1,311人	901人	839人	483人	6,114人
令和4年度	338人	499人	1,778人	1,422人	878人	825人	573人	6,313人

※各年度末3月審査分

#### ②在宅サービスの平均利用率

(単位)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	平均
支給限度 単位数 (A)	5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217	21,354
平均利用 単位数 (B)	1,374	2,485	7,248	9,711	13,128	15,427	18,443	10,015
平均利用率 (B/A)	27.3%	23.6%	43.2%	49.3%	48.5%	49.9%	50.9%	46.9%

※令和5年3月審査分の給付実績による在宅サービス等の支給限度額に対する平均利用率

※区分支給限度額が適用されないサービス(在宅分):居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

※1単位は10円で、地域による加算がある

### (2) 在宅サービスの保険給付実績(各年度実績額)

区分	年度	利用件数	保険給付額	一件当たりの金額
訪問介護	2	22,202件	1,612,292,023円	72,619円
	3	22,846件	1,668,354,436円	73,026円
	4	22,810件	1,714,293,586円	75,155円
第1号訪問事業 訪問介護 ※	2	3,817件	74,317,718円	19,470円
	3	3,550件	68,359,668円	19,256円
	4	3,455件	67,663,639円	19,584円
訪問入浴介護	2	2,123件	129,557,049円	61,025円
	3	2,235件	139,306,781円	62,330円
	4	2,364件	144,581,425円	61,160円
訪問看護	2	17,421件	730,755,254円	41,947円
	3	19,060件	811,636,060円	42,583円
	4	18,830件	797,608,668円	42,358円
訪問 リハビリテーション	2	1,742件	66,127,138円	37,960円
	3	1,960件	76,638,641円	39,101円
	4	2,023件	79,900,979円	39,496円

区分	年度	利用件数	保険給付額	一件当たりの金額
通所介護	2	23,333件	1,862,353,390円	79,816円
	3	22,877件	1,858,496,465円	81,239円
	4	22,919件	1,809,201,093円	78,939円
第1号通所事業 通所介護 ※	2	7,802件	213,663,577円	27,386円
	3	7,920件	223,126,734円	28,173円
	4	8,494件	236,055,313円	27,791円
通所 リハビリテーション	2	3,821件	218,377,909円	57,152円
	3	3,732件	232,076,345円	62,186円
	4	3,351件	215,363,268円	64,268円
福祉用具貸与	2	39,123件	488,677,544円	12,491円
	3	40,092件	510,981,418円	12,745円
	4	39,481件	512,107,983円	12,971円
短期入所生活介護	2	4,285件	349,656,948円	81,600円
	3	4,460件	364,649,178円	81,760円
	4	4,635件	366,921,880円	79,163円
短期入所療養介護	2	216件	23,849,591円	110,415円
	3	233件	24,772,431円	106,319円
	4	230件	24,100,022円	104,783円
居宅療養管理指導	2	51,772件	384,103,130円	7,419円
	3	57,539件	428,484,301円	7,447円
	4	61,538件	459,488,629円	7,467円
特定施設 入居者生活介護	2	8,028件	1,473,568,211円	183,554円
	3	8,258件	1,559,147,746円	188,805円
	4	8,340件	1,568,622,119円	188,084円
特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	2	0件	0円	0円
	3	4件	140,565円	35,141円
	4	17件	601,952円	35,409円
○地域密着型 通所介護	2	8,826件	621,483,009円	70,415円
	3	9,289件	632,908,752円	68,135円
	4	9,508件	634,286,767円	66,711円
○認知症対応型 通所介護	2	196件	28,358,786円	144,688円
	3	204件	28,371,735円	139,077円
	4	206件	26,191,483円	127,143円
○認知症対応型 共同生活介護	2	3,494件	940,995,769円	269,318円
	3	3,864件	1,048,192,519円	271,271円
	4	4,068件	1,121,746,773円	275,749円
○夜間対応型 訪問介護	2	0件	0円	0円
	3	0件	0円	0円
	4	0件	0円	0円
○小規模多機能型 居宅介護 (短期利用含む)	2	1,523件	293,327,543円	192,599円
	3	1,757件	330,062,607円	187,856円
	4	1,948件	373,068,083円	191,513円
○看護小規模多機能型 居宅介護 (複合型サービス)	2	13件	3,301,156円	253,935円
	3	23件	5,489,153円	238,659円
	4	32件	8,327,138円	260,223円

区分	年度	利用件数	保険給付額	一件当たりの金額
○地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	2	238件	71,868,822円	301,970円
	3	230件	67,499,143円	293,475円
	4	216件	60,425,980円	279,750円
○定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	2	161件	27,609,842円	171,490円
	3	201件	37,245,934円	185,303円
	4	245件	47,420,657円	193,554円
居宅介護支援	2	55,477件	752,025,863円	13,556円
	3	56,595件	801,002,779円	14,153円
	4	55,431件	797,951,084円	14,395円
各年合計	2	243,994件	10,078,288,977円	
	3	255,459件	10,625,456,989円	
	4	258,192件	10,762,209,569円	

※第1号訪問事業訪問介護及び第1号通所事業通所介護については、保険給付ではないが、比較を行うため掲載  
そのため、各年合計には含んでいない  
○は地域密着型サービス

### (3) 施設サービスの保険給付実績(各年度実績額)

区分	年度	利用件数	保険給付額	一件当たりの金額
介護老人福祉施設	2	9,296件	2,493,473,536円	268,231円
	3	8,954件	2,408,077,282円	268,939円
	4	8,793件	2,383,474,852円	271,065円
介護老人保健施設	2	5,008件	1,461,896,987円	291,912円
	3	5,021件	1,483,655,289円	295,490円
	4	5,159件	1,527,922,428円	296,166円
介護療養型医療施設	2	327件	123,019,891円	376,208円
	3	375件	128,065,569円	341,508円
	4	331件	109,820,407円	331,784円
介護医療院	2	461件	171,405,750円	371,813円
	3	393件	143,582,553円	365,350円
	4	454件	167,734,196円	369,459円
各年合計	2	15,092件	4,249,796,164円	281,593円
	3	14,743件	4,163,380,693円	282,397円
	4	14,737件	4,188,951,883円	284,247円

### (4) その他の保険給付費実績(各年度実績額)

区分	年度	利用件数	保険給付額	一件当たりの金額
福祉用具購入費	2	680件	19,272,547円	28,342円
	3	742件	22,388,133円	30,173円
	4	692件	20,066,030円	28,997円
住宅改修費	2	636件	50,398,183円	79,242円
	3	628件	49,858,941円	79,393円
	4	612件	50,128,773円	81,910円
特定入所者 介護サービス費	2	12,129件	402,687,552円	33,200円
	3	11,005件	326,194,117円	29,641円
	4	10,474件	282,015,065円	26,925円

区分	年度	利用件数	保険給付額	一件当たりの金額
高額介護サービス費	2	37,422件	550,028,226円	14,698円
	3	37,916件	544,930,269円	14,372円
	4	38,316件	534,772,360円	13,957円
審査支払手数料	2	258,004件	15,766,614円	
	3	269,327件	16,452,389円	
	4	274,392件	16,697,930円	
各年合計	2		1,038,153,122円	
	3		959,823,849円	
	4		903,680,158円	

※高額介護サービス費は、高額医療合算介護サービス費を含む

〈保険給付実績と予算額の対比〉

区分	保険給付費	予算額	執行率
在宅サービス	10,762,209,569円	11,517,487,000円	93.4%
施設サービス	4,188,951,883円	4,576,333,000円	91.5%
福祉用具購入費	20,066,030円	21,213,000円	94.6%
住宅改修費	50,128,773円	64,176,000円	78.1%
特定入所者介護サービス費	282,015,065円	321,981,000円	87.6%
高額介護サービス費	534,772,360円	579,473,000円	92.3%
審査支払手数料	16,697,930円	17,305,000円	96.5%
計	15,854,841,610円	17,097,968,000円	92.7%

(5) その他サービスの利用状況(令和4年度)

① 福祉用具購入費(品目別の福祉用具購入費支給件数)

区分	腰掛便座	自動排泄処理装置の交換部品	入浴補助用具	簡易浴槽	移動用リフトのつり具	計	実支給件数
支給件数	198件	2件	583件	0件	3件	786件	692件

※複数の用具をまとめて購入する場合もあるため、実支給件数とは異なる

② 住宅改修費(改修種別の住宅改修費支給件数)

区分	手すり	段差解消	滑り防止	扉交換	便座交換	計	実支給件数
支給件数	562件	58件	26件	54件	27件	727件	612件

※一連の工事として住宅改修が行われるため、実支給件数とは異なる

(6) 負担割合証の発行状況(令和4年度)※一斉発送分のみ

	1割	2割	3割	実支給件数
支給件数	8,483件	338件	517件	9,338件

※7月時点での区内要介護(要支援)認定者対象

## 7 介護保険に関連する区の独自サービス

区では区の特性に配慮したサービスを提供するため、介護保険に関連する区独自サービスを実施しています。

### (1) 高齢者住宅改修給付事業

高齢者の在宅生活の継続を支援するため、介護保険制度における住宅改修の対象外となった方(要介護認定結果が「非該当」となった方)や、支給対象とならない住宅改修工事を行う場合等にその経費に対して助成を行います。

#### <令和4年度>

転倒防止用手すり設置給付	104人	合計	助成人数	180人
転倒防止用手すり設置	104件		助成件数	182件
住宅改修予防給付	4人	助成金額	21,740,761円	
手すりの取付	1件			
段差解消	0件			
床材の変更	1件			
扉交換	0件			
便器洋式化	2件			
住宅設備改修給付	68人			
浴槽交換	47件			
流し・洗面台交換	0件			
便器洋式化	23件			
住宅設備等新設給付	4人			
床の新設	4件			
浴室の新設	0件			
流し・洗面所の新設	0件			
便所の新設	0件			

※予防給付及び新設給付の助成件数は実支給件数であるため、内訳の件数合計とは一致しない。

※住宅設備改修給付は、2人が改修項目を2種類(浴槽取替と便器洋式化)を同時に行った。

### (2) 訪問介護自己負担軽減事業

介護保険法施行以前から障がい者施策による訪問介護を利用していた低所得者が、介護保険制度に移行し、訪問介護サービスを利用する場合に、利用者負担の著しい増加を軽減するため、介護保険の利用者負担分の一部を補助するものです。

#### <令和4年度>

区分	認定者数	助成件数	助成額
障がい者に対する助成	6人	59件	415,636円

※年度末現在

### (3) 介護保険移行者ホームヘルプ利用者負担軽減事業

障害者自立支援法施行(平成18年4月)後、区の障がい者施策でホームヘルプサービス利用料の軽減を受けていた低所得者が、年齢到達等により介護保険制度へ移行しホームヘルプサービスを利用する場合に、その利用者負担分の一部を補助するものです。

#### <令和4年度>

区分	認定者数	助成件数	助成額
障がい者に対する助成	19人	255件	1,426,126円

※年度末現在

#### (4) 介護保険サービス利用者負担軽減事業(生計困難者に対する利用者負担軽減)

要介護・要支援認定者のうち、低所得者で特に生計を営むことが困難である者に対して、サービス利用に係る利用者負担分と食費・居住費等の一部を補助するものです。

国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額制度」及び都の制度である「介護保険サービス提供事業者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額制度」に基づき実施しています。

##### <令和4年度>

区分	認定者数	助成額
生計困難者に対する助成	35人	1,102,213円

※年度末現在

#### (5) 介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業

介護施設サービスまたは短期入所サービスを利用する方で、負担限度額認定の対象とならない利用者負担段階第4段階の方、もしくは認知症対応型共同生活介護(グループホーム)または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する方のうち、区で定める所得金額や預貯金等の要件を満たす方に対して、サービスを利用する際の居住費(滞在費)、食費の一部を補助します。

##### <令和4年度>

区分	認定者数	助成額
介護保険施設・短期入所	55人	4,756,500円
グループホーム 小規模多機能型居宅介護	79人	15,418,250円
合計	134人	20,174,750円

※年度末現在

#### (6) 高額介護サービス費支払費用貸付事業

介護サービスを利用するに当たり、自己負担額が高額となり、その支払いが困難になる方に対して、介護保険制度の「高額介護サービス費」の支払いまでの負担を軽減するため、支払いに要する費用の貸し付けを行います。

##### <令和4年度>

区分	貸付件数	貸付額
高額介護サービス費貸付	0件	0円

※年度末現在



## 8 地域支援事業

区は、被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業を行っています。

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」及び「任意事業」があります。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、被保険者が要支援状態・要介護状態になることを予防し、要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための事業です。心身の状況の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅で活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

事業名	事業内容	令和4年度実績		
		参加人数(人)	実施回数(回)	実績額(円)
通所型サービス	生活機能の低下が見られる方を対象として、通所形式により下記の事業を実施します。			
第1号通所事業 通所介護※	デイサービスセンターなどで食事や入浴などの日常生活支援、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上訓練等を実施します。	8,494 (延べ人数)	-	236,055,313
食・動クラブ つる※	閉じこもりと低栄養予防を目的として、区内高齢者施設で、運動プログラムを実施し、栄養バランスのとれた食事を提供します。	58(実人数) 736(延べ人数)	154	5,366,294
食・動クラブ かめ※		106(実人数) 2,496(延べ人数)	379	9,864,523
まるごと 元気アップ教室※	ふれあい館等の会場において、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知機能低下予防等のプログラムを実施します。	160(実人数) 2,275(延べ人数)	334	24,213,000
低栄養・口腔保健 合同教室及び 低栄養予防教室	歯科衛生士による健口体操・口腔ケア等の実技指導や、管理栄養士による低栄養を予防するための、食事のバランス調べ・調理実演・講話等を実施します。	227(延べ人数)	15	329,970
訪問型サービス	生活機能の低下が見られる方を対象として、訪問形式により下記の事業を実施します。			
第1号訪問事業 訪問介護※	訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助を行います。	3,455 (延べ人数)	-	67,663,639
おうちでリハビリ※	理学療法士等が自宅に訪問して生活機能改善に向けた評価を行いプランを作成。それに基づき利用者は訪問介護員と共に生活機能改善を行います。	36(実人数) 556(延べ人数)	556	2,115,350
おうちで栄養診断※	管理栄養士が利用者の自宅を訪問して栄養診断を行い、食事や調理法等のアドバイスをしながら栄養改善に取り組みます。	3(実人数) 8(延べ人数)	8	45,700
介護予防ケアマネジメント	生活機能の低下が見られる方を対象として、自立支援に向けたサービス利用のための支援を実施します。			
介護予防 ケアマネジメント※	ケアマネジャーが高齢者に対するアセスメントを行い、本人の状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。	7,999 (延べ人数)	-	41,773,873

※要支援1又は要支援2の判定を受けた方及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

事業名	事業内容	令和4年度実績		
		参加人数(人)	実施回数(回)	実績額(円)
介護予防普及啓発事業	一般の高齢者等を対象に、介護予防に関する活動の普及啓発・支援を行います。			
講演会・教室 (認知症・ 口腔保健・ 低栄養予防)	区民を対象として、介護予防についての理解を深めることを目的に、講演会や出張教室を実施します。	1,017 (延べ人数)	38	403,541
はつらつ 脳力アップ教室	週1回5か月間、ゲームや健康体操、創作活動などを皆さんで行います。卒業後は社会参加を促し、閉じこもりなどの生活不活発による認知症の予防を図ります。	125(実人数) 1,636(延べ人数)	216	11,712,885
地域リハビリテーション 活動支援事業	一般の高齢者等を対象に、リハビリ専門職等の立場からの助言等を実施し、自立支援に資する取り組みを促します。			
訪問指導事業	理学療法士・作業療法士が在宅でのADL(日常生活動作)の機能強化などについて、助言を行います。	97 (延べ人数)	63	1,046,808
地域介護予防活動支援事業	一般の高齢者等を対象に、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。			
いきいきボランティア ポイント制度事業	高齢者の社会参加や地域貢献を支援し、ボランティア活動を通じた介護予防を促進するため、介護施設等でボランティア活動をした場合に、現金に交換できるポイントを付与します。	541	説明会10回	194,000

※要支援1又は要支援2の判定を受けた方及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

(参考)介護関連の福祉サービス事業

事業名	事業内容	令和4年度実績		
		参加人数(人)	実施回数(回)	実績額(円)
成年後見事業	身寄りのいない認知症高齢者等、判断能力が不十分な人について、区が家庭裁判所に対して成年後見手続を行います。	-	23 (件数)	772,510
住宅改修指導事業	介護に必要な住宅改修希望者に対して、適切な改修が行われるよう、改修方法等についての指導や事後の確認を行います。	-	58 (訪問件数)	614,200
配食見守りサービス事業	一人暮らし・高齢者のみの世帯等を対象に、孤立と低栄養予防を目的として、栄養バランスのとれた食事を宅配し、併せて安否を確認します。	523 (実人数)	88,561 (延べ食数)	23,114,421
介護者マッサージ	在宅で要介護者を介護する区内在住の家族等に対して、心身のリフレッシュを図るために、マッサージの機会を提供します。	-	109 (延べ利用回数)	570,615
紙おむつ等支給事業	荒川区に住所を有する、紙おむつを必要とする高齢者のいる世帯の経済的負担の軽減を図るために、紙おむつ購入券を発行します。入院等、購入券を紙おむつと引き換えて利用することが困難な場合は、紙おむつ代を助成します。	2,688	-	102,867,006
理美容サービス事業	在宅で寝たきりの高齢者に対して、保清と健康の保持のために、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供します。	322	346枚 (利用枚数)	1,384,000

## (2) 包括的支援事業

包括的支援事業では、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④第1号介護予防支援事業、⑤在宅医療・介護連携推進事業、⑥生活支援体制整備事業、⑦認知症総合支援事業、⑧地域ケア会議推進事業を実施します。

### 〈地域包括支援センター〉

上記①～④・⑥～⑧の事業を1カ所で、相互に連携して実施することができるよう、地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持と、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

また、介護予防ケアマネジメントの連続性を確保する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の把握に関する事業や介護予防普及啓発事業等も行っています。

名称	所在地
南千住東部地域包括支援センター	南千住4-9-6(南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター内)
南千住西部地域包括支援センター	南千住1-10-1 第一コーポ1階
荒川地域包括支援センター	荒川5-47-2 (特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川内)
町屋地域包括支援センター	町屋7-10-6 (特別養護老人ホームさくら館内)
東尾久地域包括支援センター	東尾久3-31-8 リリーハイツ1階
西尾久地域包括支援センター	西尾久1-32-8 小林ビル1階
東日暮里地域包括支援センター	東日暮里3-8-16(東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター1階)
西日暮里地域包括支援センター	西日暮里1-19-10 エクセルシア1階

※令和5年9月1日現在

### 〈在宅医療・介護連携推進事業〉

医療・介護双方のニーズをもつ高齢者が住みなれた自宅・地域で安心して在宅生活を続けられる「荒川区版地域包括ケアシステム」の実現を目指し、関係者が荒川区の現状・問題点、課題を認識するとともに、関係者間の連携を強化し、在宅療養における連携推進の支援体制の構築を図っています。

事業名	事業内容	令和4年度実績		
		参加人数(人)	実施回数(回)	実績額(円)
在宅療養連携推進会議	〈令和4年度開催内容〉 令和4年度医療と介護の連携推進事業について※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催。	-	2	435,400
区民向け講演会	〈令和4年度開催内容〉 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止。	-	0	0
医療連携会議	〈令和4年度開催内容〉 「新木村病院の紹介とコロナ禍で変化した当院の医療について」 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため定員を制限し、同内容で2回実施。	114	2	82,320
医療介護資源の情報提供	関係機関名簿作成に係る情報更新 ケア倶楽部医療機関等の情報更新	-	-	20,580
医療福祉相談	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や関係機関に対して、医療福祉情報の提供や転院・入所等の相談を行います。	751	-	4,708,070

### 〈生活支援体制整備事業〉

高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援サービスを充実するため、地域住民や区内で活動する団体などと協力・連携を図り、高齢者をはじめ区民の地域の力を活用した生活支援・介護予防サービスの体制を整備します。

事業名	事業内容	令和4年度実績		
		参加人数(人)	実施回数(回)	実績額(円)
区民向け講演会	超高齢化社会を支えていくための「地域共生社会」の実現に向け区民の意識の醸成を目的としています。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数を制限して開催。	253	1	299,477
地域活動報告会	地域で活動している方の活動報告及び意見交換を行い、互助の支え合いによる地域づくりへの参画を推進しています。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数を制限して開催。	276	4	26,100
地域活動報告者交流会	地域活動報告会の報告者が一同に集合し、交流と連携を図ります。活動者の意欲の向上と継続支援を目的としています。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数を制限して開催。	33	1	0
見守り支援員 銭湯派遣事業	区内8か所の銭湯に見守り支援員を派遣し、一人で入浴することに不安がある高齢者に、安心して入浴できる環境を提供し、閉じこもり防止や地域で自立した生活が継続できることを目的としています。	1,645 (延べ人数)	826	19,293,130
地域パートナー 養成講座	地域パートナー(住民主体による地域介護予防活動支援補助金交付団体)の従事者を対象に、高齢者の身体や心理の特徴及び参加者への関わり等の講習を行い、事業の充実を図る。	42	1	24,400
地域パートナー の会交流会	区内の地域パートナーの会(15団体)が一同に情報交換をし、更なる連携を図る。	35	1	31,750

### 〈認知症総合支援事業〉

認知症の方やそのご家族が安心して地域で生活できるよう、早期発見や治療のための相談と認知症の正しい理解のための講座などを実施します。

事業名	事業内容	令和4年度実績		
		参加人数(人)	実施回数(回)	実績額(円)
ものわすれ相談	65歳以上のもの忘れが気になる方、その家族を対象にふれあい館等の身近な場所で医師に相談できます。	39	26	642,200
認知症・うつ専門相談	認知症やうつ病等の心配がある高齢者等を対象に精神科医師が相談を受け、対応方法や適切な医療・保健福祉サービスの利用についての助言等を行います。	71 (実人数)	44	1,086,800
認知症初期集中 支援チーム	認知症(疑い含む)で、医療につながりにくい方を対象に医療・福祉の専門家がチームを組んで6か月間を目途に訪問します。	1 (実人数)	-	527,197

認知症地域支援推進員	認知症予防などの普及啓発、早期発見・早期診断のための連携調整など、医療機関や介護サービス事業者、地域の支援機関をつなぐコーディネーター業務を行います。(各地域包括支援センターに配置)	-	-	50,518,520
認知症キャラバンメイト及びサポーター養成講座等	認知症になっても安心して住めるまちづくりを目指して、認知症キャラバンメイトが講師役となり、認知症に理解のあるサポーターの養成等を行います。	831 (延人員)	40	117,600

### 〈地域ケア会議推進事業〉

個別のケースの検討を通してケアマネジメント力の向上及び地域課題の抽出、課題解決のための政策形成やネットワークの構築等を図ることを目的として、地域包括支援センターを中心にケアマネジャーやサービス提供事業所、理学療法士などの専門家や区職員など高齢者支援やケアに関わる人々が一堂に会し、地域ケア会議を実施しています。

#### 〈令和4年度実績〉

会議名	実施回数
中央会議(区が、地域包括支援センターと協働して開催)	3回
圏域会議(各地域包括支援センターが、それぞれの圏域で開催)	95回

### (3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者や要介護認定者を介護している人に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として、次の事業を実施しています。

事業名	事業内容	令和4年度実績		
		参加人数(人)	実施回数(回)	実績額(円)
介護給付費等費用適正化事業	介護(予防)給付について、不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底、情報提供等を通じて環境整備を図ります。			
指定市町村事務受託法人照会等事務委託	介護保険法23条に基づき区内介護サービス事業所に実施している運営指導について、その一部を介護保険法第24条の2に規定する指定市町村事務受託法人に委託しています。		12	924,000
家族介護支援事業	要介護被保険者を介護する家族等に対して、介護方法や外部サービスの利用方法についての情報提供等の支援を行います。			
家族介護者教室	在宅で要介護者を介護する家族等に対して、介護の知識・技術や、外部サービスの適切な利用方法等の指導・助言を行います。	46	11	122,545
その他事業	被保険者の地域での自立した日常生活のために必要な支援を行います。			
住宅改修理由書作成経費助成	ケアプランを作成していない人が住宅改修を行う場合の理由書をケアマネジャーが作成した場合に、その経費の一部を補助します。	-	46	92,000

## 9 保険料

介護保険制度では、介護保険サービスに必要な経費(利用者負担分を除く)を公費(国・都・区)と保険料(第1号被保険者と第2号被保険者による)で半分ずつ負担することを基本としています。

### (1) 第1号被保険者

介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定します。

第8期(令和3年度～令和5年度)では、被保険者の負担能力に配慮し、第7期に引き続き多段階設定を維持し、15段階としています。

#### ① 段階別保険料及び徴収区分別該当者数

段階	月額保険料	対象者	特別徴収	普通徴収	合計
第1段階 (基準額×0.26)	1,685円	・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が区民税非課税 ・生活保護受給者 ・本人及び世帯全員が区民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	7,422人	3,970人	11,392人
第2段階 (基準額×0.45)	2,916円	・本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	3,843人	234人	4,077人
第3段階 (基準額×0.70)	4,536円	・本人及び世帯全員が区民税非課税で、第1段階・第2段階以外	3,892人	215人	4,107人
第4段階 (基準額×0.85)	5,508円	・本人が区民税非課税(世帯内に区民税課税者がいる場合)で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	3,767人	947人	4,714人
第5段階 (基準額)	6,480円	・本人が区民税非課税(世帯内に区民税課税者がいる場合)で、第4段階以外	4,656人	93人	4,749人
第6段階 (基準額×1.10)	7,128円	・本人が区民税課税で、合計所得金額が125万円未満	5,856人	690人	6,546人
第7段階 (基準額×1.30)	8,424円	・本人が区民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満	4,739人	741人	5,480人
第8段階 (基準額×1.55)	10,044円	・本人が区民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満	3,923人	698人	4,621人
第9段階 (基準額×1.85)	11,988円	・本人が区民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満	1,336人	268人	1,604人
第10段階 (基準額×2.25)	14,580円	・本人が区民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満	833人	224人	1,057人
第11段階 (基準額×2.75)	17,820円	・本人が区民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	384人	135人	519人
第12段階 (基準額×3.20)	20,736円	・本人が区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	382人	172人	554人
第13段階 (基準額×3.30)	21,384円	・本人が区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	130人	48人	178人
第14段階 (基準額×3.40)	22,032円	・本人が区民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	131人	43人	174人
第15段階 (基準額×3.50)	22,680円	・本人が区民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上	148人	48人	196人
合計			41,442人	8,526人	49,968人

※令和5年3月末現在

<平成12～平成29年度 年度別月額保険料>

(単位:円)

区分	平成12年度		平成13年度		平成14年度	平成15～17年度	平成18～20年度	平成21～23年度	平成24～26年度	平成27～29年度
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月						
第1段階	0	741	741	1,481	1,481	1,622	<1> 2,214	<1> 2,075	<1> 2,664	<1> 2,321
第2段階	0	1,111	1,111	2,222	2,222	2,433	<2>2,214 <3>3,321	<2> 2,075 <3> 3,459	<2> 2,664 <特3>4,054 <3> 4,344	<2> 3,963 <3> 4,247
第3段階	0	1,481	1,481	2,963	2,963	3,244	<4>4,428	<特4>4,151 <4> 4,613	<特4>4,923 <4> 5,792	<4> 4,813 <5> 5,662
第4段階	0	1,852	1,852	3,704	3,704	4,055	<5>5,535	<5> 5,304 <6> 5,766	<5> 6,371 <6> 7,530	<6> 6,228 <7> 7,361
第5段階	0	2,222	2,222	4,444	4,444	4,867	<6>6,643 <7>7,750 <8>8,857	<7> 6,458 <8> 6,919 <9> 8,072 <10>8,534 <11>9,226	<7> 8,688 <8>10,426 <9> 12,742 <10>15,638 <11>17,955 <12>18,245 <13>18,534	<8> 8,493 <9> 10,192 <10>12,456 <11>15,287 <12>17,552 <13>17,835 <14>18,118

<平成30～令和4年度 年度別月額保険料> (単位:円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3～4年度
第1段階	<1> 2,452	<1> 2,003	<1> 1,554	<1> 1,685
第2～3段階	<2> 4,186 <3> 4,485	<2> 3,438 <3> 4,335	<2> 2,691 <3> 4,186	<2> 2,916 <3> 4,536
第4～5段階	<4> 5,083 <5> 5,980	<4> 5,083 <5> 5,980	<4> 5,083 <5> 5,980	<4> 5,508 <5> 6,480
第6～7段階	<6> 6,578 <7> 7,774	<6> 6,578 <7> 7,774	<6> 6,578 <7> 7,774	<6> 7,128 <7> 8,424
第8～15段階	<8> 9,269 <9> 11,063 <10>13,455 <11>16,445 <12>19,136 <13>19,734 <14>20,332 <15>20,930	<8> 9,269 <9> 11,063 <10>13,455 <11>16,445 <12>19,136 <13>19,734 <14>20,332 <15>20,930	<8> 9,269 <9> 11,063 <10>13,455 <11>16,445 <12>19,136 <13>19,734 <14>20,332 <15>20,930	<8> 10,044 <9> 11,988 <10>14,580 <11>17,820 <12>20,736 <13>21,384 <14>22,032 <15>22,680

※平成12～17年度は第1～第5段階、平成18年度以降は<>内の段階設定

※令和元年度から令和2年度にかけて、国の保険料負担軽減措置により<1>～<3>の介護保険料を段階的に引き下げた

## ② 保険料の減額・免除・徴収猶予

災害やその他特別な事情で生活が著しく困難になった場合、保険料の減額や免除を行う制度があります。

また、災害や事業が不振になった等の事情により一時的に保険料を納めることが困難になった場合、6ヵ月に限って保険料を納める時期を遅らせること(徴収猶予)ができます(荒川区介護保険条例第21条・第22条第1項)。令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減額・免除を実施しました。

区分	減額		免除		徴収猶予	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和2年度	0件	0円	11件	541,968円	0件	0円
令和3年度	0件	0円	7件	434,626円	0件	0円
令和4年度	0件	0円	8件	521,048円	0件	0円

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免実績

区分	減免	
	件数	金額
令和2年度分	617件	48,805,430円
令和3年度分	266件	17,808,820円
令和4年度分	75件	5,344,320円

## ③ 低所得者を対象とした荒川区介護保険料減額制度

低所得者の負担軽減を目的に、平成14年度から荒川区独自に介護保険料減額制度を実施しています(荒川区介護保険条例第22条第2項)。介護保険料第3段階の方または第2段階の方が一定の要件を満たす場合に、介護保険料を第1段階に減額します。

年度	第3段階及び第2段階の被保険者	減額適用者数	減額金額
令和2年度	7,734人	98人	1,637,167円
令和3年度	8,073人	87人	1,309,446円
令和4年度	8,184人	90人	1,320,327円

## ④ 保険料の徴収区分別収納状況

### 1) 全体分(=現年分+滞納繰越分)

区分	調定額	収納額	不納欠損	収入未済	収納率	
令和2年度	特別徴収	2,930,633,078円	2,930,633,078円	0円	0円	100.0%
	普通徴収	570,568,520円	448,858,816円	26,126,586円	95,583,118円	78.7%
	合計	3,501,201,598円	3,379,491,894円	26,126,586円	95,583,118円	96.5%
令和3年度	特別徴収	3,155,285,387円	3,155,285,387円	0円	0円	100.0%
	普通徴収	627,582,405円	518,816,666円	21,487,056円	87,278,683円	82.7%
	合計	3,782,867,792円	3,674,102,053円	21,487,056円	87,278,683円	97.1%
令和4年度	特別徴収	3,162,246,447円	3,162,246,447円	0円	0円	100.0%
	普通徴収	653,510,405円	558,471,517円	13,440,770円	81,598,118円	85.5%
	合計	3,815,756,852円	3,720,717,964円	13,440,770円	81,598,118円	97.5%

※収納額は、収入額から還付未済を減額した金額



2) 現年分

区分		調定額	収納額	不納欠損	収入未済	収納率
令和2年度	特別徴収	2,930,633,078円	2,930,633,078円	0円	0円	100.0%
	普通徴収	465,632,594円	421,465,837円	0円	44,166,757円	90.5%
	合計	3,396,265,672円	3,352,098,915円	0円	44,166,757円	98.7%
令和3年度	特別徴収	3,155,285,387円	3,155,285,387円	0円	0円	100.0%
	普通徴収	532,390,251円	485,708,080円	0円	46,682,171円	91.2%
	合計	3,687,675,638円	3,640,993,467円	0円	46,682,171円	98.7%
令和4年度	特別徴収	3,162,246,447円	3,162,246,447円	0円	0円	100.0%
	普通徴収	566,602,641円	524,340,743円	0円	42,261,898円	92.5%
	合計	3,728,849,088円	3,686,587,190円	0円	42,261,898円	98.9%

3) 滞納繰越分(普通徴収のみ)

年度	調定額	収納額	不納欠損	収入未済	収納率
令和2年度	104,935,926円	27,392,979円	26,126,586円	51,416,361円	26.1%
令和3年度	95,192,154円	33,108,586円	21,487,056円	40,596,512円	34.8%
令和4年度	86,907,764円	34,130,774円	13,440,770円	39,336,220円	39.3%

⑤ 保険料の納付方法別収納状況

1) 件数

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別徴収		252,470件 ( 78.1% )	251,295件 ( 77.4% )	249,624件 ( 77.5% )
普通徴収	口座振替	15,286件 ( 4.7% )	16,283件 ( 5.0% )	16,922件 ( 5.3% )
	金融機関・郵便局	9,226件 ( 2.9% )	9,466件 ( 2.9% )	8,213件 ( 2.6% )
	窓口納付	2,146件 ( 0.7% )	2,174件 ( 0.7% )	2,290件 ( 0.7% )
	代理納付	22,909件 ( 7.1% )	22,299件 ( 6.9% )	21,230件 ( 6.6% )
	コンビニエンスストア	21,177件 ( 6.6% )	22,592件 ( 7.0% )	22,880件 ( 7.1% )
	スマートフォン決済アプリによる納付	- ( - )	406件 ( 0.1% )	909件 ( 0.3% )
	小計	70,744件 ( 21.9% )	73,220件 ( 22.6% )	72,444件 ( 22.5% )
合計	323,214件 ( 100% )	324,515件 ( 100% )	322,068件 ( 100% )	

※( )内は構成比、窓口納付には、区民事務所への納付分を含む

※端数処理の関係で、各区分の構成比の計は100%にならないことがある

※スマートフォン決済アプリによる納付 令和3年度7月～実施

2) 金額

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別徴収		2,930,633,078円 ( 87.3% )	3,155,285,387円 ( 86.6% )	3,162,246,447円 ( 85.7% )
普通徴収	口座振替	136,150,408円 ( 4.1% )	156,241,279円 ( 4.3% )	174,156,743円 ( 4.7% )
	金融機関・郵便局	77,667,312円 ( 2.3% )	85,670,182円 ( 2.4% )	82,069,567円 ( 2.2% )
	窓口納付	17,673,376円 ( 0.5% )	19,593,462円 ( 0.5% )	24,327,755円 ( 0.7% )
	代理納付	36,465,607円 ( 1.1% )	38,476,208円 ( 1.1% )	36,443,333円 ( 1.0% )
	コンビニエンスストア	159,208,409円 ( 4.7% )	186,273,344円 ( 5.1% )	201,068,969円 ( 5.4% )
	スマートフォン決済アプリによる納付	- ( - )	3,886,872円 ( 0.1% )	9,708,724円 ( 0.3% )
	小計	427,165,112円 ( 12.7% )	490,141,347円 ( 13.4% )	527,775,091円 ( 14.3% )
合計		3,357,798,190円 ( 100% )	3,645,426,734円 ( 100% )	3,690,021,538円 ( 100% )

※( )内は構成比、窓口納付には、区民事務所への納付分を含む

※普通徴収収納額については、収納後に還付した額を含んでいるため、実際の実績額と異なる

※端数処理の関係で、各区分の構成比の計は100%にならないことがある

※スマートフォン決済アプリによる納付 令和3年度7月～実施

・口座振替の年度別推移

年度	件数			金額		
	普通徴収	口座振替	構成比	普通徴収	口座振替	構成比
令和2年度	70,744件	15,286件	21.6%	427,165,112円	136,150,408円	31.9%
令和3年度	73,220件	16,283件	22.2%	490,141,347円	156,241,279円	31.9%
令和4年度	72,444件	16,922件	23.4%	527,775,091円	174,156,743円	33.0%

⑥ 督促の状況(令和4年度中の発行枚数)

納期限を過ぎても納付されない保険料については、地方自治法の規定により、期限を指定してその納付を催告する督促状を送付しています。

(単位:通)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
督促状	1,125	1,120	26	7	2	1,241	1,237	1,276	984	990	1,044	1,094	10,146
催告書	0	0	0	0	755	0	0	0	0	1,007	0	0	1,762

(2) 第2号被保険者

被保険者の加入している医療保険の算出方法により保険料を決定し、医療保険分と併せて納めていただきます。

<参考…荒川区国民健康保険の加入者の場合>

年度	所得割額	均等割額 (被保険者 1人あたり)	限度額 (1世帯あたり)
令和2年度	介護保険第2号被保険者の賦課のもととなる所得額×1.63%	15,600円	170,000円
令和3年度	介護保険第2号被保険者の賦課のもととなる所得額×1.98%	17,000円	170,000円
令和4年度	介護保険第2号被保険者の賦課のもととなる所得額×1.91%	16,600円	170,000円

## 10 介護サービスの基盤(事業者の状況)

### (1) サービス提供事業者の状況

区内において、介護保険サービスを提供する事業者数及び介護保険施設数は次のとおりです。

サービス種別	事業者数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護支援事業者	50	46	46
在宅サービス事業者			
訪問介護	58	57	54
訪問入浴介護	2	2	3
訪問看護	18	16	18
訪問リハビリテーション	4	4	4
通所介護	36	34	34
通所リハビリテーション	7	7	7
福祉用具貸与	15	14	15
特定福祉用具販売	16	15	15
短期入所生活介護	12	12	12
短期入所療養介護	4	4	4
居宅療養管理指導	0	0	0
特定施設入居者生活介護	4	4	4
計	176	169	170
地域密着型サービス事業者			
小規模多機能型居宅介護	7 ( 188 )	8 ( 213 )	8 ( 213 )
地域密着型通所介護	27 ( 351 )	28 ( 359 )	28 ( 359 )
認知症対応型通所介護	1 ( 12 )	1 ( 12 )	1 ( 12 )
認知症対応型共同生活介護	16 ( 331 )	17 ( 349 )	17 ( 349 )
地域密着型介護老人福祉施設入所者介護	1 ( 20 )	1 ( 20 )	1 ( 20 )
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	2
計	54	57	57
介護保険施設			
介護老人福祉施設	7 ( 576 )	7 ( 579 )	7 ( 579 )
介護老人保健施設	3 ( 405 )	3 ( 405 )	3 ( 405 )
介護療養型医療施設	1 ( 38 )	1 ( 38 )	1 ( 38 )
介護医療院	2 ( 101 )	2 ( 101 )	2 ( 101 )
計	13	13	13
地域包括支援センター	8	8	8
合計	301	293	294

注1: 休止中や事業廃止の事業者を除く、各年度末の区内指定事業者数

注2: 訪問看護の事業者数は、訪問看護ステーションの数とする

注3: ( )内は定員数

## (2) 荒川区介護サービス事業者等連絡会

介護保険サービス提供事業者や介護保険施設が相互に情報交換を行う他、区と事業者間との連携を密にすることを目的として、平成11年2月に設置しました。平成20年度から、全事業者を対象とする全体会と事業種別分科会に分けて行うなど、よりきめ細かな運営をしています。

### <令和4年度開催実績>

No	開催日	名称	会場	主な内容	対象	参加者数	種別
1	[配信期間] 4年6月16日(木) ～6月29日(水)	荒川区介護サービス事業者研修	動画配信による研修	『倫理及び法令遵守に関する研修』 講師:株式会社ねこの手代表取締役 伊藤 亜記 氏	全介護サービス事業所	137人	研修
2	[配信期間] 4年7月7日(木) ～7月20日(水)	荒川区介護サービス事業者研修	動画配信による研修	『LIFE(科学的介護情報システム)の活用』 講師:株式会社ビーブリッド代表取締役 竹下 康平 氏	全介護サービス事業所	71人	研修
3	[配信期間] 4年7月28日(木) ～8月10日(水)	荒川区介護サービス事業者研修	動画配信による研修	『感染症対策について』 講師:株式会社アポロ・サンズHD看護・教育部長 木本 明恵 氏	全介護サービス事業所	142人	研修
4	4年8月29日(月)	全体会	ケアクラブ掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者手当について</li> <li>・指定更新申請書類の一部省略について</li> <li>・地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価 運営推進会議の取扱いについて</li> <li>・介護職員等ベースアップ等支援加算の創設について</li> <li>・令和4年度介護サービス事業者研修スケジュールについて</li> <li>・荒川区介護事業者情報検索システム(ケア倶楽部/けあプロ・navi)について</li> <li>・荒川区介護予防・日常生活支援総合事業における 第1号事業(訪問・通所)の令和4年度介護報酬改定について</li> <li>・区民住宅減額制度について</li> </ul>	全介護サービス事業所	-	連絡会
5	4年8月30日(火)	荒川区介護サービス事業者研修	ムーブ町屋 ムーブホール	『BCPについて(感染症、災害発生時の業務継続ガイドライン) ★居宅・訪問系』 講師:都内特別養護老人ホーム施設長 都内デイサービスセンター センター長 柳沼 亮一 氏	全介護サービス事業所	38人	研修
6	4年9月20日(火)	荒川区介護サービス事業者研修	ムーブ町屋 ムーブホール	『BCPについて(感染症、災害発生時の業務継続ガイドライン) ★通所系』 講師:都内特別養護老人ホーム施設長 都内デイサービスセンター センター長 柳沼 亮一 氏	全介護サービス事業所	14人	研修
7	[配信期間] 4年9月22日(木) ～10月5日(水)	荒川区介護サービス事業者研修	動画配信による研修	『機能訓練について(運動系)』 講師:株式会社MAST代表取締役 岩見 俊哉 氏	全介護サービス事業所	73人	研修
8	[配信期間] 4年10月6日(木) ～10月19日(水)	荒川区介護サービス事業者研修	動画配信による研修	『口腔機能向上と栄養改善について』 講師:聖徳大学人間栄養学部人間栄養学科 非常勤講師 松元 浩一 氏	全介護サービス事業所	93人	研修

No	開催日	名称	会場	主な内容	対象	参加者数	種別
9	4年11月14日(月)	新規会	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区いきいきボランティアポイント制度について</li> <li>・介護保険移行者ホームヘルプ負担軽減事業について</li> <li>・訪問介護サービス利用者負担額軽減補助事業について</li> <li>・生計困難者に対する利用者負担額軽減について</li> <li>・介護保険施設(第4段階)・グループホーム等居住費、食事代補助について</li> <li>・介護サービス事業所人材育成補助事業について</li> <li>・介護事業者情報検索システム(ケア倶楽部/けあプロ・navi)について</li> <li>・介護サービス事業者研修事業について</li> <li>・事故報告書について</li> <li>・介護サービス事業所の運営に係る各種届出事項について</li> <li>・荒川区の介護給付適正化事業(運営指導、集団指導、ケアプラン点検)について</li> <li>・運営指導時の確認事項について</li> <li>・福祉サービス第三者評価機構の案内</li> </ul>	新規指定 介護サービス 事業所	4事業所	連絡会
10	【配信期間】 4年11月17日(木) ～11月30日(水)	荒川区介護 サービス事 業者研修	動画配信 による研修	『介護現場をイキイキさせるマネジメント術』 講師：株式会社エクセレントケアシステム 執行役員・人材開発部長 柴垣 竹生 氏	全介護サービ ス事業所	64人	研修
11	【配信期間】 4年12月1日(木) ～12月14日(水)	荒川区介護 サービス事 業者研修	動画配信 による研修	『介護従事者による高齢者虐待防止』 講師：公益社団法人東京社会福祉士会 小川 久美子 氏	全介護サービ ス事業所	115人	研修
12	5年1月25日(水)	荒川区介護 サービス事 業者研修	ムーブ町屋 ムーブホール	『BCP作成フォローアップ研修』 講師：元都内特別養護老人ホーム施設長 元都内デイサービスセンター センター長 柳沼 亮一 氏	全介護サービ ス事業所	28人	研修
13	【配信期間】 5年2月14日(火) ～2月28日(火)	荒川区介護 サービス事 業者研修	動画配信 による研修	『次期介護保険法改正を読み解く』 講師：東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 生活支援学専攻准教授 高野 龍昭 氏	全介護サービ ス事業所	168人	研修
14	【配信期間】 5年2月22日(水) ～3月8日(水)	荒川区介護 サービス事 業者研修	動画配信 による研修	『権利擁護と成年後見制度』 講師：公益社団法人東京社会福祉士会 小川 久美子 氏	全介護サービ ス事業所	111人	研修
15	5年3月9日(木)	新規会	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区いきいきボランティアポイント制度について</li> <li>・介護保険移行者ホームヘルプ負担軽減事業について</li> <li>・訪問介護サービス利用者負担額軽減補助事業について</li> <li>・生計困難者に対する利用者負担額軽減について</li> <li>・介護保険施設(第4段階)・グループホーム等居住費、食事代補助について</li> <li>・介護サービス事業所人材育成補助事業について</li> <li>・介護事業者情報検索システム(ケア倶楽部/けあプロ・navi)について</li> <li>・介護サービス事業者研修事業について</li> <li>・事故報告書について</li> <li>・介護サービス事業所の運営に係る各種届出事項について</li> <li>・荒川区の介護給付適正化事業(運営指導、集団指導、ケアプラン点検)について</li> <li>・運営指導時の確認事項について</li> <li>・福祉サービス第三者評価機構の案内</li> </ul>	新規指定 介護サービス 事業所	4事業所	連絡会

### (3) 事業者指導

区では、介護サービス事業者の事業運営及び報酬請求に関する指導を通じて事業者育成を図り、介護サービスの質の維持・向上に資するために、**実地指導**(R4～運営指導)と**集団指導**を実施しています。

#### ・ 実地指導

令和2年度から4年度において実施した実地指導(運営指導)の件数は次のとおりです。

(単位:件)

事業所種別	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	福祉用具	短期入所	特定施設	地域密着型サービス	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療院	介護医療院	地域包括支援センター	計
事業所数	46	54	3	18	4	34	7	30	16	4	57	7	3	1	2	8	294
2年度	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	13
3年度	5	2	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	13
4年度	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	12

※福祉用具貸与・特定福祉用具販売は福祉用具に含む

※短期入所生活介護と短期入所療養介護は短期入所に含む

※継続指導のために複数回訪問する事業所があるため、事業所数と訪問数の計は異なる場合がある

## 11 相談・苦情

### (1) 相談・苦情の件数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護保険料にかかる苦情・相談	1,057件	1,027件	719件
制度全般等にかかる苦情・相談	649件	572件	622件
計	1,706件	1,599件	1,341件

※介護保険課で受け付けた相談・苦情の合計

※軽易な相談等を除く

## 12 令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算

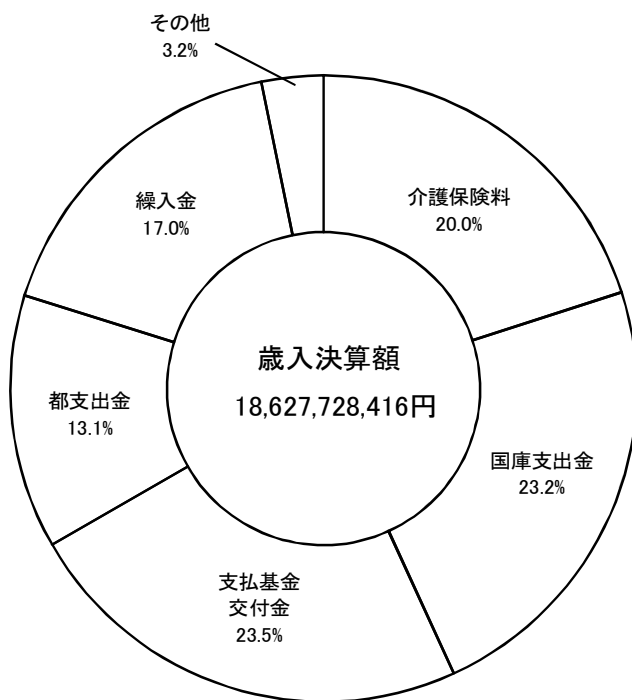
### (1) 歳入

科 目	予算現額(A)	収入済額(B)	比較増減額 (B-A)	収入済額/ 予算現額(※)
介護保険料	3,639,919,000円	3,727,914,544円	87,995,544円	102.4%
介護保険料	3,639,919,000円	3,727,914,544円	87,995,544円	102.4%
使用料及び手数料	2,000円	0円	△ 2,000円	0.0%
手数料	2,000円	0円	△ 2,000円	0.0%
国庫支出金	4,303,693,000円	4,314,856,462円	11,163,462円	100.3%
介護給付費負担金	3,095,297,000円	3,095,296,650円	△ 350円	100.0%
調整交付金	880,322,000円	906,721,000円	26,399,000円	103.0%
地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	101,696,000円	90,726,154円	△ 10,969,846円	89.2%
地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外 の地域支援事業)	180,821,000円	176,485,658円	△ 4,335,342円	97.6%
保険者機能強化推進交付金	21,550,000円	21,550,000円	0円	100.0%
介護保険災害臨時特例補助金	0円	70,000円	70,000円	-
介護保険保険者努力支援交付金	24,007,000円	24,007,000円	0円	100.0%
支払基金交付金	4,753,740,000円	4,381,966,000円	△ 371,774,000円	92.2%
介護給付費交付金	4,616,452,000円	4,259,486,000円	△ 356,966,000円	92.3%
地域支援事業支援交付金	137,288,000円	122,480,000円	△ 14,808,000円	89.2%
都支出金	2,617,098,000円	2,441,082,675円	△ 176,015,325円	93.3%
介護給付費負担金	2,461,543,000円	2,294,552,000円	△ 166,991,000円	93.2%
地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	63,560,000円	56,703,846円	△ 6,856,154円	89.2%
地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外 の地域支援事業)	90,411,000円	88,242,829円	△ 2,168,171円	97.6%
高齢社会対策区市町村包括補助事業 費	1,584,000円	1,584,000円	0円	100.0%
寄附金	1,000円	0円	△ 1,000円	0.0%
寄附金	1,000円	0円	△ 1,000円	0.0%
繰入金	3,422,856,000円	3,168,210,508円	△ 254,645,492円	92.6%
介護給付費繰入金	2,137,247,000円	1,981,855,201円	△ 155,391,799円	92.7%
地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	63,560,000円	55,901,822円	△ 7,658,178円	88.0%
地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外 の地域支援事業)	90,411,000円	89,038,120円	△ 1,372,880円	98.5%
その他一般会計繰入金	659,669,000円	573,353,885円	△ 86,315,115円	86.9%
低所得者保険料軽減繰入金	289,520,000円	285,612,480円	△ 3,907,520円	98.7%
基金繰入金	182,449,000円	182,449,000円	0円	100.0%
諸収入	618,000円	2,460,882円	1,842,882円	398.2%
延滞金、加算金及び過料	188,000円	89,758円	△ 98,242円	47.7%
預金利子	1,000円	6,929円	5,929円	692.9%
雑入	429,000円	2,364,195円	1,935,195円	551.1%
繰越金	589,817,000円	589,817,467円	467円	100.0%
繰越金	589,817,000円	589,817,467円	467円	100.0%
財産収入	2,072,000円	1,419,878円	△ 652,122円	68.5%
財産収入	2,072,000円	1,419,878円	△ 652,122円	68.5%
計	19,329,816,000円	18,627,728,416円	△ 702,087,584円	96.4%

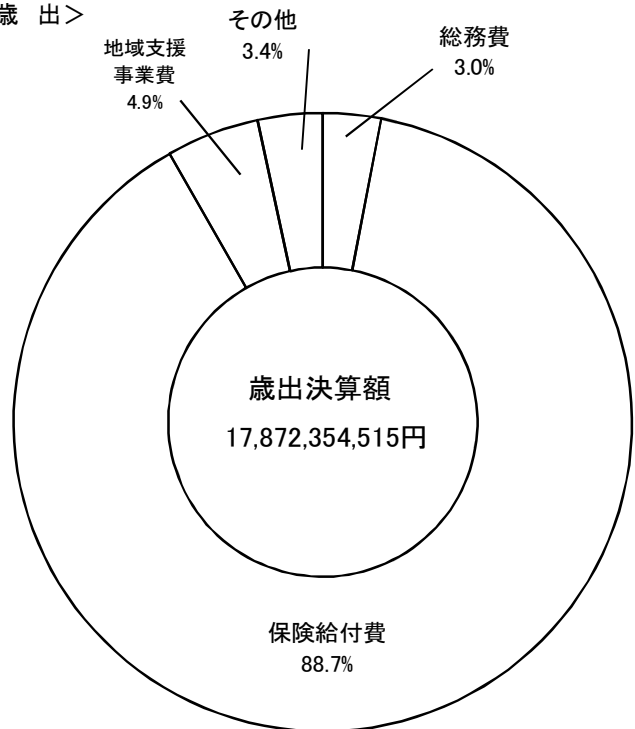
(2) 歳 出

科 目	予算現額(A)	支出済額(B)	比較増減額 (B-A)	執行率(※) (B/A)
総務費	595,385,000円	541,122,037円	△ 54,262,963円	90.9%
保険給付費	17,097,968,000円	15,854,841,610円	△ 1,243,126,390円	92.7%
居宅介護サービス等給付費	10,719,535,000円	9,964,258,485円	△ 755,276,515円	93.0%
介護支援サービス等給付費	797,952,000円	797,951,084円	△ 916円	100.0%
施設介護サービス等給付費	4,576,333,000円	4,188,951,883円	△ 387,381,117円	91.5%
福祉用具購入費	21,213,000円	20,066,030円	△ 1,146,970円	94.6%
住宅改修費	64,176,000円	50,128,773円	△ 14,047,227円	78.1%
審査支払手数料	17,305,000円	16,697,930円	△ 607,070円	96.5%
特定入所者介護サービス等費	321,981,000円	282,015,065円	△ 39,965,935円	87.6%
高額介護サービス等費	579,473,000円	534,772,360円	△ 44,700,640円	92.3%
地域支援事業費	978,143,000円	871,947,325円	△ 106,195,675円	89.1%
介護予防・生活支援サービス事業費	480,789,000円	420,212,023円	△ 60,576,977円	87.4%
一般介護予防事業費	27,687,000円	22,709,020円	△ 4,977,980円	82.0%
包括的支援事業費・任意事業費	469,667,000円	429,026,282円	△ 40,640,718円	91.3%
財政安定化基金拠出金	1,000円	0円	△ 1,000円	0.0%
基金積立金	355,648,000円	354,995,878円	△ 652,122円	99.8%
公債費	1,000円	0円	△ 1,000円	0.0%
諸支出金	252,670,000円	249,447,665円	△ 3,222,335円	98.7%
予備費	50,000,000円	0円	△ 50,000,000円	0.0%
計	19,329,816,000円	17,872,354,515円	△ 1,457,461,485円	92.5%

< 歳 入 >



< 歳 出 >





### (3) 基金

#### 介護保険給付準備基金

介護保険給付準備基金は、介護保険法第147条第2項第1号に定める事業運営期間(介護保険事業計画の初年度からの3年間)における介護保険財政の均衡を保つために設置したものです。

第1号被保険者の介護保険料は毎年改定するのではなく、事業運営期間3年間を通じての支出及び収入の状況を勘案して設定するため、介護保険給付が増加する状況下では、前半に介護保険料の余剰金が生じることになります。そのため、事業運営期間の前半に生じた介護保険料の余剰金を積み立てて、後半の介護保険給付に要する費用に充てるのが基本です。

区 分	第7期	第8期	
	令和2年度末残高	令和3年度末残高	令和4年度末残高
介護保険給付準備基金	1,221,561,647円	1,775,243,711円	1,947,790,589円

### 13 介護保険制度のあゆみ

時 期	国・東京都・荒川区の動き
平成	
9年	○介護保険法の成立(12月17日公布) <b>【国】</b> ○福祉部高齢者福祉課内に「介護保険準備担当」を設置
10年 7月	○高齢者生活状況調査の実施(7月27日～11月30日)
10月	○「要介護認定モデル事業」の実施
11年 2月	○「荒川区介護サービス事業者等連絡会」の設置 ○介護保険制度導入に伴う事業者調査実施(第1回:2月、第2回:8月)
4月	○「荒川区介護支援専門員連絡調整会議」の設置
9月	○荒川区介護保険事業計画(中間のまとめ)の作成
10月	○「荒川区介護認定審査会」の設置 ○要介護認定申請、居宅サービス計画作成届の受付開始(10月1日～)
12年 3月	○「荒川区高齢者プラン(荒川区高齢者保健福祉計画・荒川区介護保険事業計画)」の策定 ○「荒川区介護保険条例」等の制定 ○介護保険第1号被保険者に被保険者証を交付
4月	○介護保険法の施行 <b>【国】</b> ○福祉部、保健衛生部の統合(保健福祉部の設置)、介護保険課の設置 ○「荒川区介護保険制度緊急対策本部」の設置 ○特別相談窓口の設置(4月1日～4月30日、5月3日～5月5日)
6月	○短期入所サービス振替拡大措置事務の開始
7月	○「荒川区介護保険運営協議会」の設置(7月12日)
8月	○「介護保険施行後の在宅サービス利用状況調査」の実施 ○第1号保険料の10月徴収開始(国の特別対策による本来額の半額徴収)の納入通知書を送付 ○要介護認定調査検討会の設置 <b>【国】</b>
13年 3月	○居宅介護支援事業者に対する助成事業(短期入所振替利用援助及び住宅改修理由書作成に対する助成事業)の開始
4月	○福祉用具購入費及び住宅改修費の給付券方式(受領委任払い)の取り扱い開始
14年 1月	○利用者負担軽減措置(介護保険サービスに係る生計困難者への利用者負担額軽減措置に関する都制度)事務の取り扱い開始
2月	○「要介護等高齢者実態調査」の実施
8月	○「高齢者生活状況調査」の実施 ○「介護保険サービス提供事業者調査」の実施
15年 1月	○特別養護老人ホーム入所希望者の実態調査
3月	○「第2期荒川区高齢者プランー荒川区高齢者保健福祉計画・荒川区介護保険事業計画(平成15年度～平成17年度)」策定
4月	○介護給付適正化対策本部を厚生労働省に設置 <b>【国】</b> ○介護報酬の改定 <b>【国】</b> (▲2.3%) ○第2期介護保険事業計画に基づく第1号被保険者の介護保険料徴収開始 ○要介護認定調査項目の変更(85項目→79項目)及び一次判定ソフトの変更 <b>【国】</b> ○国の特別対策による法施行時の訪問介護利用者に対する利用料負担減額措置の利用者負担割合を3%から6%に変更 <b>【国】</b>

時 期	国・東京都・荒川区の動き
平成	
16年 4月	○要介護認定事務費交付金の一般財源化【国】 ○要介護認定事務の一部見直し(認定有効期間の延長、認定審査会運営方法の見直し)
17年 6月	○改正介護保険法成立(6月29日交付)【国】 在宅介護支援センターに介護予防相談員を試行的に配置(2ヵ所)
10月	○改正介護保険法(施設給付見直し・特定入所者介護サービス費等創設)施行 (荒川区介護保険条例の改正) ○介護報酬の改定【国】(▲1.9%) ○荒川区通所サービス利用者負担額(食費)軽減補助事業の開始 ○「介護保険サービス提供事業者調査」の実施
11月	○「要介護等高齢者実態調査」・「高齢者生活状況調査」の実施
12月	○「要介護認定モデル事業」の実施
18年 1月	○荒川区介護保険運営協議会所掌事務の拡大
3月	○「第3期荒川区高齢者プランー荒川区高齢者保健福祉計画・荒川区介護保険事業計画 (平成18年度～平成20年度)」策定 保険料の段階設定の見直し(5段階→8段階)他
4月	○改正介護保険法(介護予防サービスの新設・介護サービスの内容改定・ 地域密着型サービスの新設・保険者機能の強化等)施行【国】 (荒川区介護保険条例の改正) ○介護報酬の改定【国】(▲0.5%) ○要介護認定調査項目の変更(79項目→82項目)【国】 ○地域包括支援センター(5ヵ所)の開設 ○地域支援事業(基本健康診査・介護予防ケアマネジメント・介護予防事業)開始
7月	○地域密着型サービス事業所を初めて指定(3ヵ所) (夜間対応型訪問介護事業所1ヵ所・認知症対応型通所介護事業所1ヵ所・ 小規模多機能型居宅介護事業所1ヵ所)
8月	○荒川区介護予防懇談会設置
9月	○荒川区介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業の開始(利用者負担割合3%) ○荒川区軽度要介護者等寝台賃借料補助事業の開始
10月	○改正介護保険法(保険料特別徴収の見直し)施行【国】 ○介護保険料のコンビニエンスストア収納実施
11月	○全国転倒予防体操サミット開催
19年 4月	○区立特別養護老人ホーム等の指定管理者の指定(1ヵ所)
6月	○(株)コムスの不正行為等にかかる区の対応窓口の設置
10月	○「介護給付Q&A」作成
11月	○(株)コムスの事業移行先法人の指定【都】
12月	○荒川区介護給付適正化計画の策定 ○厚生労働省「要介護認定適正化事業」に参加 ○「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」の公表【国】

時 期	国・東京都・荒川区の動き
平成	
20年 4月	○介護療養型老人保健施設に係る介護報酬の改定【国】 ○介護保険課事業者支援系の設置 ○高額医療・介護合算制度の開始【国】
5月	○改正介護保険法(介護サービス事業者の不正事案の再発防止策を規定)成立【国】 ○介護労働者処遇改善法成立【国】
7月	○国の特別対策による障がい者ホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減事業の終了に伴う区独自事業の開始(利用者負担割合3%)
8月	○「介護保険サービス提供事業者調査」の実施 ○「要介護等高齢者実態調査」・「高齢者生活状況調査」
21年 3月	○「第4期荒川区高齢者プランー荒川区高齢者保健福祉計画・荒川区介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)」策定 保険料の段階設定の見直し(8段階→12段階)他
4月	○介護報酬の改定【国】(+3.0%) ○要介護認定調査項目の変更(82項目→74項目)【国】 ○介護保険課資格保険料系の設置
7月	○区独自の介護保険施設等における食費居住費補助事業開始
22年 6月	○区独自の小規模多機能型居宅介護事業所補助事業開始
7月	○みんなの介護標語コンクール募集開始
11月	○みんなの介護標語コンクール入賞者表彰の実施 ○介護保険サービス永年勤続従業者表彰の実施
23年 4月	○高齢者及び介護保険サービス提供事業者・従事者に対する調査の実施
6月	○介護保険法改正【国】 ○医療と介護の連携強化等(地域包括ケア、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービス等)、高齢者の住まいの整備、認知症対策の推進他
7月	○いきいきボランティアポイント制度事業開始
24年 3月	○「第5期荒川区高齢者プランー荒川区高齢者保健福祉計画・荒川区介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)」策定 保険料の段階設定の見直し(11段階12区分→13段階15区分)他
4月	○介護報酬の改定【国】(+1.2%) ○介護保険料の改定 ○介護保険課介護予防・事業者支援系の設置
8月	○荒川区在宅療養連携推進会議開始
10月	○荒川区介護予防強化推進事業開始(～26年度までのモデル事業実施) ○荒川区地域ケア会議の開始
11月	○荒川区介護予防・日常生活支援総合事業開始 ○荒川区事業者・区民向け研修開始

時 期	国・東京都・荒川区の動き
平成	
25年 3月	○荒川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び荒川区指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行
26年 4月	○消費税率8%への引上げ、介護報酬改定(+0.63%)及び区分支給限度基準額の見直し
6月	○介護保険法改正【国】
27年 3月	○「第6期荒川区高齢者プランー荒川区高齢者保健福祉計画・荒川区介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)」策定 保険料の段階設定の見直し(13段階15区分→14段階)他
4月	○介護報酬の改定【国】(▲2.27%) ○介護保険料の改定 ○特別養護老人ホームの入所基準の変更(新規入所は原則として要介護3以上) ○新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始 ○「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」が新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行 ○多床室の居住費及び負担限度額の変更
8月	○一定以上所得者の利用者負担が2割に変更 ○高額介護サービス費の利用者負担段階区分に「現役並み所得者」が新設され上限額が変更 ○高額医療・高額介護合算制度の限度額が変更 ○特定入所者介護サービス費の給付要件が変更(資産要件の追加等)
28年 4月	○定員が18人以下の小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行
8月	○特定入所者介護サービス費等の給付要件が変更(非課税年金の勘案)
29年 4月	○介護報酬の改定【国】(+1.14%)
5月	○介護保険法改正【国】
8月	○高額介護サービス費一般区分の方の自己負担限度額の変更
12月	○高齢者住宅改修給付事業の項目追加(「生活スペースの新設」「転倒予防給付(手すり)」)
30年 3月	○「第7期荒川区高齢者プランー荒川区高齢者保健福祉計画・荒川区介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)」策定 保険料の段階設定の見直し(14段階→15段階)他
4月	○介護報酬の改定【国】(+0.54%) ○介護保険料の改定 ○所得指標の見直し(合計所得金額に税法上の長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除が含まれている場合には、その特別控除額を控除して算定等)
8月	○現役並み所得者の利用者負担が3割に変更
10月	○生活援助中心型(訪問介護)の居宅サービス計画の届出開始
31年 4月	○介護保険料の改定(消費税増税に伴い第1～3段階の保険料を引き下げ)

時 期	国・東京都・荒川区の動き
令和	
元年 10月	○介護報酬の改定【国】(+0.39%) (消費税増税に伴う改定) ○区分支給限度基準額の見直し(消費税増税に伴う見直し) ○介護施設等の居住費・食費の基準費用額の見直し(消費税増税に伴う見直し)
2年 4月	○介護保険料の改定(消費税増税に伴い第1～3段階の保険料を引き下げ) ○在宅介護実態調査の実施
6月	○介護保険法改正【国】 ○令和2年度荒川区介護・障害福祉サービス等事業所応援対策給付金交付事業の実施
3年 3月	○「第8期荒川区高齢者プランー荒川区高齢者保健福祉計画・荒川区介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)」策定
4月	○介護保険法改正【国】 ○介護報酬の改定【国】(+0.7%) ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための 特例的評価+0.05%(令和3年9月末までの間) ○介護保険料の改定
7月	○スマートフォン決済アプリ対応開始
8月	○特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)の支給要件等の変更 預貯金額の見直し、食費(日額)の負担限度額の変更 ○高額介護サービス費の限度額等の変更 自己負担の限度額の引き上げ(「現役並み所得相当」区分の細分化)
4年 7月	○高齢者プラン策定のためのアンケート調査の実施
8月	○令和4年度荒川区介護・障害福祉サービス事業者物価高騰対策補助事業の実施
5年 4月	○Web口座振替受付サービス開始
6月	○荒川区居宅介護支援事業所人材確保・育成支援助成金交付事業の開始
	(令和5年8月現在)

令和5年9月発行

令和5年度版  
荒川区の介護保険事業（令和4年度実績）

編集・発行 荒川区福祉部介護保険課  
高齢者福祉課

〒116-8501  
荒川区荒川二丁目2番3号  
電話 03-3802-3111（代表）  
内線 2431（介護保険課）  
内線 2661（高齢者福祉課）

登録(05)0033号